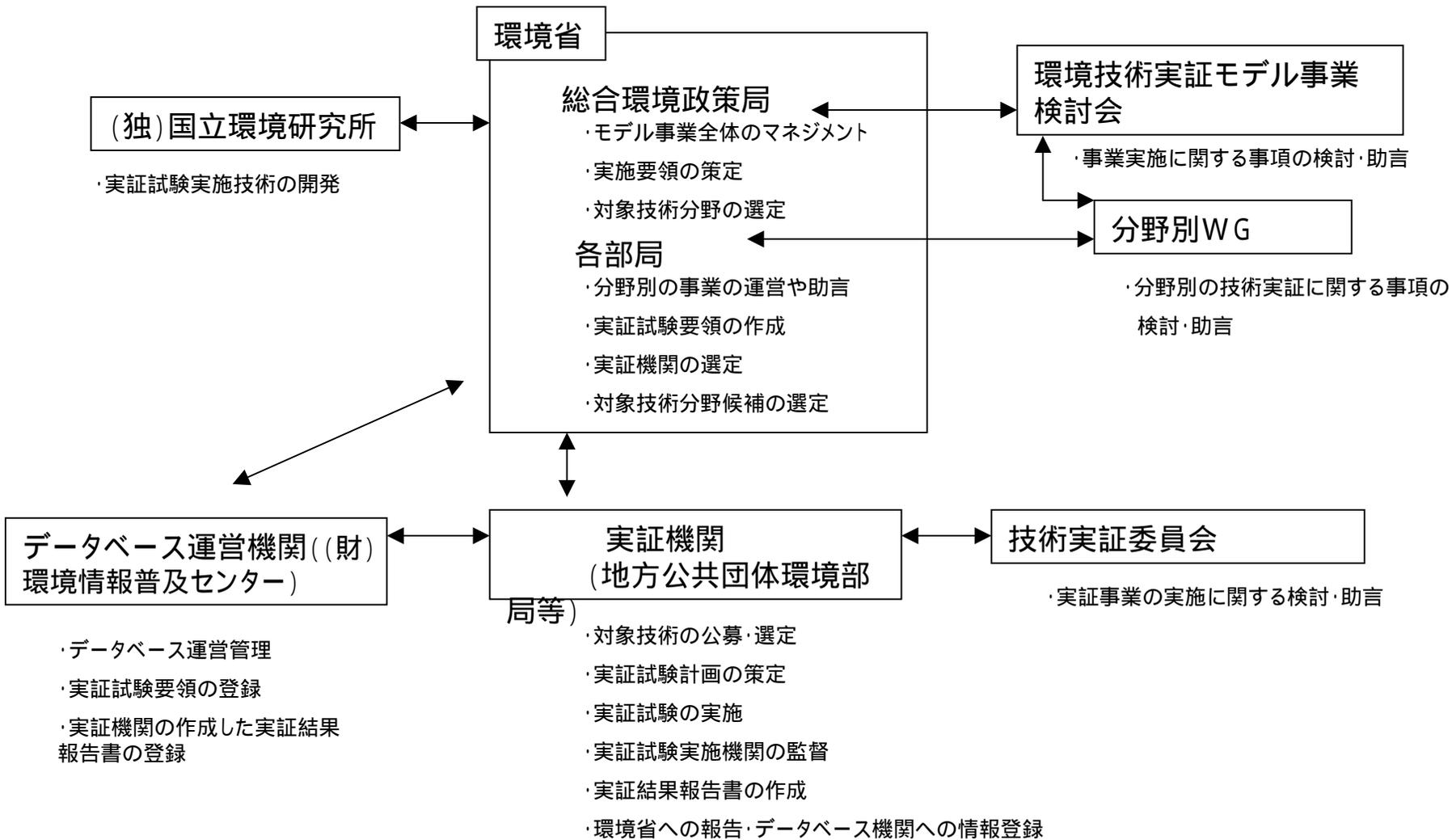


「環境技術実証モデル事業」実施体制



注) 環境省の承認を得た上で、実施体制の一部を変更して、事業を実施することもありうる。

環境技術実証モデル事業の流れ

事業を進めるにあたっての
考え方のベースとその適用期間

事業の流れ

実施主体

『モデル事業
実施要領』

「対象技術分野」の選定

環境省・
環境技術実証
モデル事業
検討会

『実証試験要領』の策定

環境省・
分野別WG

「実証機関」の公募・選定

環境省・
分野別WG

「対象技術」の公募・選定

実証機関・
技術実証委員会

必要に応じ
『実証試験計画』の策定

実証機関・
技術実証委員会

「実証試験」の実施

実証機関
(場合により外注)

『実証試験結果報告書』の作成

実証機関・
技術実証委員会

「データベース」への登録・公表

実証機関・
データ
ベース
運用機関

『実証試験
要領』

『実証試験
計画』